

1 事業名

所沢市国民健康保険税条例の一部改正

2 事業の概要

国民健康保険税の賦課限度額について、被保険者の税負担の公平性を踏まえ、令和 5 年度分から賦課限度額を変更するため、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

医療給付費分賦課限度額を 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援金等分賦課限度額を 19 万円から 20 万円に引き上げ、賦課限度額の合計を 99 万円から 102 万円とする。

3 他自治体の類似する政策等

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法に基づき保険者である市町村ごとに条例で規定している。

県内においては、川越市、狭山市、越谷市、入間市等で賦課限度額の合計を 102 万円に改定する予定である。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方税法施行令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・法定賦課限度額（国）の推移

議案第85号 所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が6.5万円を超える場合においては、基礎課税額は、6.5万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が2.0万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、2.0万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.5万円を超える場合には、6.5万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が2.0万円を超える場合には、2.0万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 略

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が6.3万円を超える場合においては、基礎課税額は、6.3万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が1.9万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、1.9万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が6.3万円を超える場合には、6.3万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.9万円を超える場合には、1.9万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.7万円を超える場合には、1.7万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 略

法定賦課限度額(国)の推移

適用年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計	
平成4年度	46万円	/	/	46万円	
平成5年度	50万円			50万円	
平成7年度	52万円			52万円	
平成9年度	53万円			53万円	
平成12年度	53万円			7万円	60万円
平成15年度	53万円			8万円	61万円
平成18年度	53万円			9万円	62万円
平成19年度	56万円			9万円	65万円
平成20年度	47万円			12万円	9万円
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円	
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円	
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円	
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円	
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円	
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円	
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円	
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円	
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円	
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円	

※ 介護納付金分は平成12年度、後期高齢者支援金等分は平成20年度から課税開始となった。

※ 現在の所沢市国民健康保険税賦課限度額は、令和2年度法定賦課限度額を適用している。